

自転車利用者みなさまへ

自転車のまち“堺”

自転車を利用しやすいまちに！



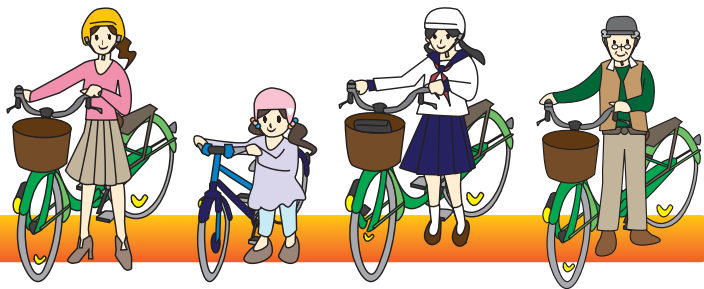
「堺市自転車のまちづくり推進条例」を制定しました

平成26年10月1日施行

自転車は、環境にやさしく、心身の健康にもつながる身近な乗り物として利用する人が増える一方で、交通ルールやマナーを無視した自転車走行により、歩行者との事故が増加しています。また、自転車の盗難やひったくりなどの犯罪も多くなっています。

みんなで作る自転車のまち“堺”

自転車の安全利用の理解を深め、自転車に起因する事故や犯罪の防止に努めてください。



市民等

従業員等への自転車の安全利用啓発や利用促進、自転車利用推進委員の設置…など



事業者



自転車小売業者

自転車の安全利用の啓発…など



堺市自転車のまちづくり推進条例



堺市

自転車の安全利用や利用促進に関する活動の支援…など

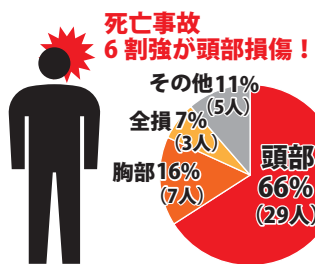
堺市では、交通ルールの遵守及びマナーの向上を図り、安全に、安心して、かつ、快適に自転車を利用することができるまちづくりを市民共通の願いとして進めるため、この条例を制定しました。

市、事業者及び市民等が協働し、自転車を有効に活用できるまちづくりに取り組みます。

自転車利用者みなさまにおかれましても自転車の安全利用にご理解いただき、事故及び犯罪の防止にご協力ください。

安全利用のポイント

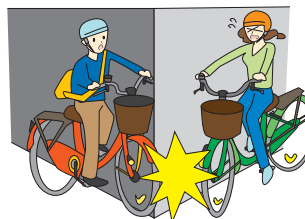
● ヘルメットを着用しましょう



府内における自転車での死亡事故の6割強は、頭部の損傷によるものです。

大阪府内の自転車乗車中負傷部位別死者数（H25年中）

● 万が一の事故に備え、自転車損害賠償保険などに加入しましょう



自転車と歩行者又は自転車との事故は、増加傾向にあり、被害者に対する損害賠償額は高額となっています。

⇒自転車損害賠償保険については裏面をご覧ください

● わずかな時間でも、自転車の施錠は忘れずに！



自転車の盗難は、鍵の掛け忘れ・無施錠による被害が約半数に及びます。盗難に強い「シリンダー錠」の取り付けや「二重ロック」も取りましょう。

● ひったくり防止カバーを活用しましょう



ひったくり被害に遭われた方のうち、自転車の前かごからのひったくりは約4割。ひったくり防止カバーを装着すれば、前かごからのひったくり被害はゼロに！

● 自転車の日常点検や整備に努めましょう

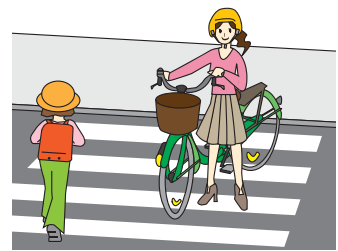


自転車を日常的に点検するとともに、自転車小売業者等による定期的な点検を受けるよう努め、必要に応じた整備を行ってください。

日常点検

- 《ハンドルは》前輪と直角にしっかり固定されていますか？
- 《ライトは》明るいですか？
- 《ブレーキは》前後輪ともよくきいていますか？
- 《タイヤは》空気が入っていますか？
- 《ベルは》鳴りますか？
- 《サドルは》しっかり固定されていますか？

● 横断歩道では自転車を押して通行しましょう



横断歩道を通行する際、歩行者の通行を妨げるおそれがあるときは、自転車を押して通行しましょう。

● 自転車損害賠償保険

TSマーク付帯保険

自転車安全整備士がいる自転車安全整備店で点検整備を受けると貼付される TS マークに付帯する保険です。傷害保険と賠償責任保険が付帯しています。

青色TS
マーク



赤色TS
マーク



傷害
補償

賠償責任補償
1,000 万円
(限度額)

傷害
補償

賠償責任補償
5,000 万円
(限度額)

- 死亡もしくは重度後遺障害（1～4級）一律…30万円
- 入院（15日以上）一律…1万円
- 死亡もしくは重度後遺障害（1～4級）一律…100万円
- 入院（15日以上）一律…10万円
- 被害者見舞金（入院15日以上）一律…10万円

※赤色 TS マーク付帯保険の補償内容は、平成 26 年 10 月 1 日以降に普通自転車点検整備を行い、赤色 TS マークを貼付したもからになります。

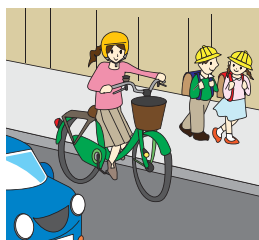
その他保険

傷害保険、火災保険、自動車保険等の特約として契約することができる場合があります。また、コンビニエンスストアやインターネット等を利用して加入できる自転車向け保険もあります（詳しくは、保険会社、コンビニエンスストア等でご確認ください）。

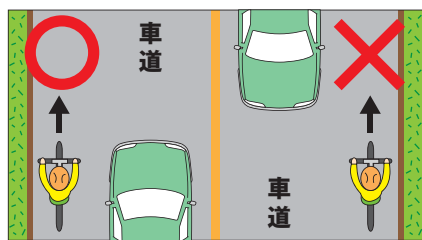
ご存知ですか？

自転車安全利用五則 守りましょう！自転車の交通ルール

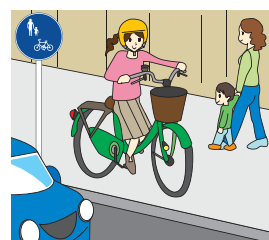
① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



② 車道は左側を通行



③ 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行



④ 安全ルールを守る

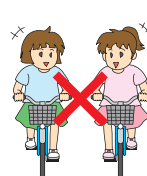
飲酒運転は禁止



二人乗りは禁止



並進は禁止



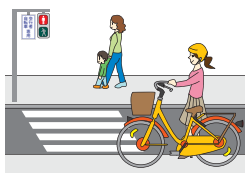
⑤ 子どもはヘルメットを着用



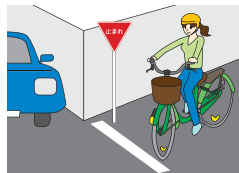
夜間はライトを点灯



信号を守る



交差点での一時停止と安全確認



堺市自転車のまちづくり推進条例では、年齢に関係なくヘルメット着用の努力義務を定めています。

条例については、堺市のホームページをご覧ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gyosei/shishin/sangyo/bicycle/df_ina_7475ede.html

堺市 自転車条例



【編集発行】堺市建設局自転車まちづくり推進室 電話072-228-7636

平成26年9月発行